

〔資料紹介〕

ローマ教皇不可謬性教義宣言（1870年）

小谷眞男

キリストの教会に関する教義的憲章！「パストール・アエテルヌス」
Constitutio dogmatica I "Pastor aeternus"
de Ecclesia Christi

[]内は原資料中の本文注ないし脚注、()内は小谷による補注、ゴチック体は原文のSperrdruck(隔字体印刷)を示す。

〔教会の設立と基礎に関する序言〕

我々の魂の永遠なる司牧者*pastor et episcopus* [ペトロの手紙I 2:25] (=キリスト)は、救済をもたらす贍いの事業を永続的にするために、聖なる教会を建築することを決意した。そこではあたかも生ける神の家においてであるかのように、すべての信者が唯一の信仰*fides*と愛*caritas*の絆によって結び付けられるように、と。それゆえに、(キリストは)栄光を受ける前に、使徒たちのためだけでなく、使徒たちの言葉によってキリストを信じることになるだろう者たちのためにもまた、子自身と父がひとつであるのと同じようにすべての人々がひとつであるように、と父に祈った[ヨハネによる福音書17:20以下参照]。こうしてキリスト自身が父によって派遣されたように[同20:21]、この世からキリストが選んだ使徒たちを派遣したのである。キリストの教会において、世の終末にいたるまで[マタイによる福音書28:20] 牧者*pastores*と教師*doctores*がいるように、と。

しかし、司教職*episcopatus*じたいがひとつであり不可分であるように、また相互に凝集的な聖職者たち*sacerdotes*によって数々の信徒団体すべてが一体的な信仰と交わり*communio*において保たれるように、(キリストは)幸いなるペ

トロを他の使徒たちよりも上に立て、ペトロのうちに、この二重の一体性の永久的な原理と可視的な基礎とを設立した。その堅固さの上に永遠なる神殿が建設され、その信仰の確実さにおいて天に届かんばかりの高さの教会がそびえるように、と[レオI世(在位440~461年)の説教の一節による]。

しかるに、神によって据えられた教会の基礎に向けられた日増しに強まる憎悪によって、あわよくば教会を滅ぼさんとする地獄の門*portae inferi*がいたるところに立ち現れているので、我々はカトリックの群れの保護と安寧と増加のために、聖なる公会議の承認を得て、次のような教説*doctrina*を提示することが必要であると判断する。すなわち、古来の絶えざる普遍教会*Ecclesia universalis*の信仰によれば、すべての信徒によって信じられ保持されるべき、そこにこそ全教会の力と連帶が存するところの、聖なる使徒の首位権*primatus*の設立・永続性・本質に関する教説である。さらに、これに反対するような、主の群れにとって非常に有害な誤り*errores*を排斥し断罪することが必要である。

第1章 幸いなるペトロにおける使徒的首位性の制定について

そこで我々は福音の証言にしたがって、神の普遍教会についての裁治権*jurisdictio*の首位権は、主キリストによって直接的かつ真直ぐに幸いなる使徒ペトロに約束され渡された、と教え宣言する。実際、(キリストが)「あなたはケファス(岩)と呼ばれるであろう」[ヨハネによる福音書1:42] とつとに告げていたところのシモンに対してのみ、彼が「あなたはキリスト、生ける神の子です」と自ら告白をしたのちに、主は以下のよう厳かな言葉をかけられたのである。「あなたは幸いだ、シモン・バル・ヨナよ。なぜなら、肉と血ではなく、天にいる私の父が、あなたに啓示をしたからである。そして私はあなたに言う、あなたはペトロである、そして私はこの岩の上に私の教会を建てよう。地獄の門

であってもこの教会に勝ることはないであろう。またあなたに天の王国の鍵を与えよう。地上においてあなたが結び付けるものは何でも、天においてもまた結び付けられるであろう。地上においてあなたが解き放つものは何でも、天においてもまた解き放たれるであろう」[マタイによる福音書16：16以下] そしてただシモン・ペトロにのみ、イエスは、その復活あとで、「私の小羊たちを牧せよ」「私の羊たちを牧せよ」[ヨハネによる福音書21：15以下]と言つて、彼のすべての羊舎における、最高の牧者summus pastorとしての、かつ統治者rectorとしての、裁治権を渡したのである。

カトリック教会によってつねにこのように理解されてきた、かくも明白な聖書の教えにあからさまに対立している不正な諸意見sententiae pravaeがある。そのような意見の持ち主たちは、主キリストによって制定されたキリストの教会における統治形態regiminis formaを転倒させ、「特定の個人であれ全集団であれともかくその他の使徒たちを前にして、ただペトロにのみ裁治権の正真正銘の首位権がキリストによって賦与された」ということを否定する。また、首位権は、直接的かつ真直ぐに幸いなるペトロ自身に与えられたのではなく、(直接的にはまず)教会に与えられたのであり、ただ教会を介して、教会の役務者ministrumとしてのペトロに手渡されたにすぎない、と彼らは主張する。

規範——それゆえ、誰かが以下のようなことを述べたとしても、それは排斥anathema(=破門)されねばならない。すなわち、「主キリストは、幸いなる使徒ペトロを、すべての使徒たちの長princepsであり、すべての戦う教会Ecclesia militans (=地上の教会) の可視的な頭caputと定めたわけではない」とか「同じわれわれの主イエス・キリストによって、ペトロに正真正銘の裁治権の首位権が真直ぐにかつ直接的に授けられたのではなく、ただ単に名誉honor上の(=実質的権限を伴わない)首位権が授けられたに過ぎない」とかいうことである。

第2章 ローマ諸教皇において幸いなるペトロの首位権が永続的であることについて

さて、羊たちの牧者の長であり最も偉大な牧者であるところの主キリストが、幸いなる使徒ペトロにおいて教会の永遠なる救済salusと永劫の善bonumのために制定した以上のことからは、岩のうえに建立されこの世の終わりまでずっと堅固でありつづけるであろう教会において、その創設者auctor自身によって、絶えまなく続くものでなければならない。実際、「誰も疑うことがなくこの世のすべての人に知られていることは、使徒たちの長であり頭、信仰の柱でありカトリック教会の基礎であるところのこのうえなく幸いなる聖ペトロは、人類の救い主Salvatorであり贖い主Redemptorでもあるわれわれの主イエス・キリストから、王国の鍵を受け取った。聖ペトロは、現在までつねに、彼の承継者たちにおいて生き続け」、かつ統率し、かつ「判断を下している」のである [エフェソス公会議における教皇使節フィリップスの演説(431年7月11日)による]。聖ペトロの承継者たちは、すなわちペトロ自身によって創設され彼の血によって聖化されたところのローマ聖座sancta Romanae Sedesの司教たち(=歴代教皇)のことである。

それゆえこの座cathedraにおいてペトロを継承するものは誰でも、キリスト自身の定めたところに従つて、普遍教会に対するペトロの首位権を得る。「このようにして真理の配慮dispositio veritatisは保たれている。そして幸いなるペトロは、受け取ったところの岩のような力を堅持しながら、引受けたところの教会の指導gubernaculumを決して放棄しなかった」[レオI世の説教による] 以上の理由から、「そのより強力な優位性によって、すべての教会、すなわちあらゆる信者が」つねにローマ教会に「合致しているconvenioことが必要で」あった[リヨン司教イレナエウス(130/40頃~202頃)の著作『異端反駁論Adversus haereses』による]。それは、そこから「尊ぶべき交わりの諸権

利venerande communionis iura」[ミラノ司教アンブロシウス(337/339~397)の書簡の一節による]があらゆるところに向けて流れ広がるところのローマ教会において、あたかも頭に統合された四肢のように、すべての教会がひとつの身体の接合へ向けてまとまるようにするためである。

規範——それゆえ、誰かが以下のようなことを述べたとしても、それは排斥されねばならない。すなわち、「主キリスト自身が定めたこと、または神法ius divinusによって、幸いなるペトロが普遍教会に対する優位性において永続的に承継者を持つ、というわけではない」とか「ローマ教皇Romanus Pontifexは、その首位権における幸いなるペトロの承継者ではない」とかいうことである。

第3章 ローマ教皇の首位権の権能visと性質ratioについて

それゆえに聖書における明らかな証言にもとづいて、また我々の前任者のローマ諸教皇や公会議の明確で透徹した諸教令decretaに合致するものとして、われわれはフィレンツェ公同公会議における決議definitio(1439年)を更新する。その決議によると、あらゆるキリストの信者たちによって以下のことが信じられるべきであるとされている。すなわち「聖使徒座とローマ教皇は全地上に対する首位権を保持する。ローマ教皇自身は、使徒の長たる幸いなるペトロの承継者であり、キリストの真の代理人verus Christi vicarius、すべての教会の頭、あらゆるキリスト者の父であり教師となる。そして幸いなるペトロを介して、教皇自身に、普遍教会を指導し支配し統治する全権力が、我々の主イエス・キリストによって、引渡された。開催された公同公会議の規範と聖なる規範においてもまた、このように定められている通りである」

それゆえに我々は以下のことを教えかつ宣言する。すなわち、ローマ教会は、神の意志により、他の全てに優越するような、恒常的権力

potestas ordinariaについての優位性を獲得し、かつ、まさに司教の権力そのものであるところの、このローマ教皇の裁治権は、直接的であるということである。この点については、いかなる典礼ritusと地位dignitasに属する牧者ないし信者であれ、また個人としてあれ全集団としてあれ、序列上の服従と真の従順の義務に拘束されている。それはまた、単に信仰と良俗moresに関することがらだけにはとどまらず、全地上に広がる教会の規律disciplinaと統治regimenにまで及ぶことがらにおいてもまた、そうなのである。こうして、ローマ教皇との交わりや教皇と同一の信仰を告白することによる一体性が保持されることによって、キリストの教会は唯一最高の牧者のものただひとつの群れとなるのである。これがカトリック的真理の教説であり、信仰と救済を損なわずにそこから逸脱することは誰にもできない。

この教皇の権力は、(個々の)司教の恒常的かつ直接の裁治権力を妨害することはない。聖霊によって[使徒行伝20：28参照]使徒たちの地位を承継するように据えられたところの(個々の)司教たちは、その権力によって、あたかも真の牧者であるように、彼らに委託された個々の群れを、それぞれに司牧し統治するのである。司教たちの権力は、最高普遍の牧者(=ローマ教皇)によってむしろ確かめられ強められ守られる。すなわち聖なる大グレゴリウスの次の言葉の通りである。「私の名誉honorは普遍教会の名誉である。私の名誉は私の兄弟たちの固い力である。私がまさに名誉とされているのは、司教たち個々人の然るべき名誉が否定されていないからこそである」[グレゴリウスI世(在位590~604年)の書簡(アレキサンドリアの司教エウロギウス宛、600年)の一節による]

ただし普遍教会を統治するというローマ教皇のこの最高の権力から、教皇自身に対して次のような権利iusがもたらされる。すなわち教皇のこの職務の遂行において、全教会の牧者と群れが教皇自身によって救済の道via salutisにおいて教導され支配され得るように、彼らと自由に

交わるcommunicareという教皇の権利である。それゆえ、われわれは以下のような意見を断罪し排斥する。すなわち、この最高の頭が牧者や群れと交わることを合法的にlicite妨げることができるという意見、あるいはその交わりを世俗権力potestas saecularisに従属させるという意見である。このような意見は、使徒座またはその権威によって教会の支配のために決定されたことは、世俗権力によって承認されない限りは、権能visも価値valorも持たないと断言するのである。

そして、使徒の首位権の神聖なる権利ius divinumによってローマ教皇が普遍教会の先頭に立っている以上は、われわれは次のように教え、かつまた宣言する。すなわち、教皇は信者たちの最高の裁判官iudexであるということ、そして教会の審査に属するあらゆることがからに關して教皇自身の判断iudiciumに訴えることができる〔第2リヨン公会議におけるビザンティン皇帝ミカエルVIII世パラエオログスの信仰宣言(1274年)より〕。まさにそれ以上の権威はない使徒座の判断は、誰によても再検討に付されるなどということはないのであって、また誰かをしてその判断について判断させるというようなこともない〔ニコラウスI世(在位858~867年)のビザンティン皇帝ミカエルIII世宛の書簡(865年)参照〕。それゆえ、次のようなことを主張するものは真理の正しい道rectus veritatis tramesから逸脱するものである。すなわち、ローマ教皇の判断に対抗して、あたかもローマ教皇に優越する権威であるかのようなものとして、公会議に訴えることができる、という主張がそれである。

規範——それゆえ、誰かが以下のようなことを述べたとしても、それは排斥されねばならない。すなわち、「ローマ教皇はただ監察inspectioとか指導directioの職務を持っているだけであって、信仰や良俗についてのことがらだけではなく全地上に広がる教会の規律と統治についてのことがらにまで及ぶような普遍教会に対する十全かつ最高の裁治権力を持っているわけで

はない」、または「教皇はただ主要な役割を有しているだけであって、最高権力のまったく十全性を持っているわけではない」、または「教皇の権力は、個々のあらゆる教会に対してであれ、個々のあらゆる牧者や信者たちに対してであれ、恒常的でも直接的でもない」とかいうことである。

第4章 ローマ教皇の不可謬の教導職について

ところで、使徒たちの長であったペトロの承継者としてのローマ教皇が普遍教会に対して有する使徒的首位権じたいに、教導職magisteriumの最高の権力もまた含まれているということは、聖座がつねに認め、教会の永遠なる慣習ususと合致し、またもろもろの公同公会議じたいが、とりわけ東方が西方と信仰と愛の絆において一致していたころに、宣言してきたところでもある。

実際、第4コンスタンティノポリス公会議(869~870年)の教父たちは、先達たちの足跡を踏襲して、以下のような厳かかる宣言を採用している。すなわち、「最上の救済は、正しい信仰の規則を守ることにある。……そして『お前はペトロである、そして私はこの石の上に私の教会を建てよう』〔マタイによる福音書16:18〕という我々の主イエス・キリストの宣言を看過するわけにはいかない。実際、言われたことは結果によって確かめられた。すなわち、使徒座においてはカトリックの宗教はつねに汚れないままimmaculatusように保持され、また聖なる教説はつねに宣明されてきたcelebratusである。それゆえに、この信仰と教説から決して離れることがないように切望するわれわれは、……使徒座が公にするところの唯一の交わりに自分たちがあるに値するようにと希望する。その交わりにおいてこそキリストの宗教の完全なる眞の強固さがあるからである」〔ホルミスダス(在位514~523年)の信仰宣言定式書(515年)を一部省略のうえ引用したものより〕

また第2リヨン公会議(1274年)において、

ギリシャ人たち(=東方教会)は次のように公に宣言した。すなわち、「聖ローマ教会は、カトリック普遍教会に対する最高で十全な首位権と支配権を保持する。その首位権と支配権は、真摯かつ恭しく認められるところでは、主自身から、ローマ教皇がその承継者であるところの使徒たちの長であり頂きである幸いなるペトロを介して、権力の十全性において、聖ローマ教会が受け取ったものである。そして聖ローマ教会は、他の教会よりも、信仰の眞実を守るという重い義務を負っている。同様に、もし信仰に関する諸問題が次々に生じた場合には、聖ローマ教会の判断によって、それらの問題についての決定が下されねばならない」

さらにフィレンツェ公会議(1439年)は以下のように決議した。すなわち、「キリストの眞の代理人であり全教会の頭であるローマ教皇は、すべてのキリスト者の父であり教師となる。そしてローマ教皇に、幸いなるペトロを介して、普遍教会を司牧し支配し統治する十全なる権力が、我々の主なるイエス・キリストによって、引渡された」

この司牧的職務を果たすべく、我々の前任者たちは、疲れを知らない努力を不斷に投じてきた。キリストの救済の教説を地上のすべての人々の間に広め伝えるためにである。また同様の配慮をもって、その教説が、授けられたときと同じような誠実で純粹な状態に保たれるように監視してきた。はたして、全地上の司教たちは、あるときは個人で、またあるときは司教会議Synodiによって、教会の連綿たる慣習con-suetudoと太古からの規則の形式とに従いつつ、とくに信仰に関するところにおいて現れた危険を、この使徒座に報告してきた。信仰が欠けることのないように、信仰の蒙った被害ができる限り修復するように、と〔クレルヴォーのベルナルドゥス(1090~1153年)の書簡の一節より〕。歴代ローマ教皇は、時と場合と状況とに応じて、あるときは公同公会議を召集し、または地上に広がる教会の意見を広く照会することによって、またあるときは特定の司教会議に

よって、もしくは神慮divina providentiaが与え授けてくれたところの補足的なその他の手段によって、聖書と使徒の伝統とに合致すると神の助けによって認められるところのことがらを、維持されるべきこととして決定してきた。

実際、ペトロの継承者たちに対して、聖霊は、自らの啓示によってeo revelante新しい教説を示すようには約束されていない。そうではなく、聖霊の援助によってeo assistente、使徒たちを通してもたらされた啓示revelatio、すなわち信仰の遺託depositum fideiを注意深く守り誠意をもって知らしめることができると、約束されているのである。まさしくこの使徒的教説こそ、すべての尊敬すべき教父たちが抱擁したものであり、聖なる権威ある教師たちが敬いかつ従ってきたものである。彼らは、次のことを十分に弁えていた。すなわち、主である我々の救い主が彼の弟子たちの長になした神聖な約束によって、この聖ペトロ座はつねにあらゆる誤りerrorを免れた状態で保たれているのだと。その約束とは、すなわち「私はあなたのためあなたにあなたの信仰が欠けることのないように祈った。だから、あなたは、ひとたび思い直したならば、あなたの兄弟たちを力づけてやりなさい」〔ルカによる福音書22:32〕である。

それゆえに、神は、ペトロとその座cathedraを承継する者たちとに対して、すべての人の救済のための崇高な任務を果たせるように、キリストの群衆全体が誤りという有毒な食べ物から彼らによって遠ざけられて天の教説という糧によって養われるよう、分裂の危機を克服して全教会をひとつのままに保持できるように、そして全教会がその基盤に依拠しつつ地獄の門に對して堅固に自らを保てるよう、真理と決して欠けることのない信仰というこの賜物charismaをもたらしたのである。

しかし、救いに向けた使徒的任務の実効性がとくに強く求められているまさにこの時代に、その(=ローマ教皇の)権威に反対する少なからぬ人たちが見出されるので、我々は、神の唯一の御子によって至高の司牧的義務に付与され

た特権を、厳かに確認することが是非とも必要であると考える。

すなわち、我々は、キリストの信仰の始めから維持されてきた伝統に忠実に従うことによって、我々の救い主である神の栄光のために、カトリックの宗教の賞揚のために、そしてキリストの民の救済のために、聖なる公会議の承認をふまえて、以下のような教義dogmaが神によつて啓示されたと教え、かつ定める。すなわち、

ローマ教皇が教皇座からex cathedra語るときは、すなわち全キリスト者の牧者および教師の任務を遂行する際に彼の至高の使徒的権威によって普遍教会が守るべき信仰や良俗に関する教説を定めるときは、聖ペトロを介して教皇自身に約束された神の援助assistentiaのゆえに、教皇は、その不可謬性infallibilitasを享有する。このことによって、神聖なる贖い主は、彼の教会が信仰や良俗に関する確固たる教説に基づいて築かれることを望んだのである。それゆえまた、このようなローマ教皇の定めが改変されえないirreformabilesのは、それ自身によってなのであって、教会の同意によつてそうなのではない。

規範——神はそのようなことが起こらないようにしてくださるであろうけれども、もし誰かがこの我々の定めに反するようなことを敢えて述べたとしたら、そのような意見は排斥されねばならない。

(出典)

Enchiridion symbolorum : definitionum et declarationum de rebus fidei et morum, quod ediderunt H.Denzinger & A.Schönmetzer, editio XXXVI, Herder, Barcinone-Friburgi Brisgoviae-Romae, 1976, pp.595-601

(解題)

本資料は、第1ヴァティカン公会議(1869.12.8.~1870.10.20.)において採択された、キリストの教会に関する教義的憲章I「パストール・アエテルヌス」の全文訳(原文ラテン語)である。

ローマ教皇ピウス9世(本名Giovanni Maria Mastai Ferretti, 在位1846-1878)は、ヨーロッパ各地の世俗諸権力による社会統治の実権掌握に対抗すべく、全世界から高位聖職者約800名をローマに召集した(第1ヴァティカン公会議)。ここでは詳述できないが、19世紀全般にわたる聖俗の拮抗関係、教会内の党派的諸抗争、さらには統一イタリア王国による教皇領の侵略(いわゆる「ローマ問題」)、そして絶余曲折の生涯によって形成されたピウス9世の人格性、といった歴史的文脈抜きにこの公会議ならびに本憲章の意義を正確に理解することは難しい。

1870年7月18日の総会において採択された本教義憲章は、教会組織原理の根幹である教皇職の地位と権限を、公会議という場で明確にしたものである。すなわち、キリスト自身によって聖ペトロに授けられた他のすべての使徒たちに対する首位権(primatus)は、歴代教皇によって永遠に承継され、その権能のうちには信仰や良俗のほか教会の規律と統治についての最高の裁治権(iurisdictio)も含まれるとしたうえで(1~3章)、教皇の教導職(magisterium)における不可謬性(infallibilitas)に関する教義が定式化された(4章)。

事前に準備されていた教会組織に関する草案には、実は教皇の不可謬性に関するテーマは含まれていなかつた。しかし、すでに1864年12月8日の回勅「クワント・クラ」(Quanta cura)、および同回勅に添付した「謬説表」(Syllabus)において、世俗権力による教会支配や自由主義思想等の「近代世界」の諸命題を断罪したピウス9世自身が、公会議多数派の要望に応ずるという形で、不可謬性の命題についての討議を正式に公会議に付託した。検討の結果、教会全体の組織論から切り離して、まずローマ教皇についての独自の憲章が作成されることになった。

討議は白熱した、例えば「異端審問官は、たとえ個人的に一学説を支持する場合でも、使徒座と同じ態度(諸学派の自由を促進する態度)を取るべきである。私自身も一神学者としては特定の一学派を支持するが、教皇としては反対学派を非難しないし反対学派が非難されることを許さない」という教皇ベネディクトゥス14世のスペイン異端審問所長官宛の書簡(1748年)や、あるいは公会議によって破門された過去の教皇の事例までが引

き合いに出されたうえで、教皇のうちに存在する不可謬的な全教会の指導者という面と、可謬的な私的個人という面とを区別する必要があるという主張がなされた。ドイツやオーストリア、とくにオランダの司教などには有力な反対論者も少なくなかった。ただし、百数十名のほる反対派の根拠は一様ではなく、必ずしも足並みが揃っていたわけではないようである。多数派のほうでも、例えばガッサー司教は、教説を定める主体・その対象・定義行為の三つの側面から教皇不可謬性が限界づけられること、原則的には教会全体との関係抜きに教皇の不可謬性を考えることはできない旨の演説をおこなった。

これらの討議を受けて決議案は再三にわたり修正を施された。実際、不可謬性の公式定義文に見られる種々の制約条件には、少数派の主張が部分的に反映されている。しかし、土壇場になって定義文末尾に“教会の同意は必要でない”という趣旨の決定的な語句が挿入され、この最終決議案に対する少数派の再度の修正請願が教皇自身によって却下されると、結局反対派の一部はこの憲章に署名させられることを避けるために、決議の前に議場から退出してしまったのである(最終投票結果は、賛成533、反対2だったという)。

なお1870年4月24日の第3総会では、「創造主の啓示」や「信仰と理性」についての、カトリックの信仰に関する教義憲章「ディ・フィリウス」("Dei Filius" de fide catholica)が採択されている。

ところが、1861年に正式に成立した統一イタリア王国は、本憲章採択の翌日に当たる1870年7月19日に勃発した普仏戦争に乗じて、ローマ周辺地域にからうじて存続していた教皇領内に軍事的侵入を開始し、同年9月20日にピア門を突破してローマに入城、10月9日にはローマおよびラツィオ地方全域を統一王国に併合する勅令を公布した。ピウス9世はヴァティカン宮殿への籠城を余儀なくされ、公会議は上記2つの憲章を採択した段階で無期停会となつた。この結果、教会組織全体についての後続の憲章は討議すらされずに終わったのである。

その後、教皇不可謬性の教義は、第2ヴァティカン公会議(1962.10.11.~1965.12.8.)で採択された「教会憲章」Lumen gentium(1964年)の第25項等における再定位を経て、1983年の新教会法典第749条に引き継がれている。ただし、その適用には厳密な条件が付されている。実際、教皇が「教皇座からex cathedra」宣言するのには甚だ稀なことであり、この150年間では、聖母マリア無原罪の御宿り(1854年)と聖母マリア被昇天(1950年)の教義を定めたときの二回だけである(いずれも聖母論

関係の教義であったことは極めて興味深いが)。こうして夥しい数の教皇教書のほとんど全てが実は不可謬的ではないにもかかわらず、本憲章は歴史的にみて絶大な象徴的効果を有した。キリスト論的に“永遠不可死”的ははずだった教皇領を喪失したローマ教会は、本教義宣言を梃子の支点として、かえって遍在する不可視の靈的権力に絶対化したように思われる(この定義に反対した神学者や個別教会は実際に破門された)。なお、E.H.カントーロヴィチの“The King's Two Bodies”(1957)(小林公訳、『王の二つの身体』平凡社、1992年)は、本教義に関しては一言も触れていないにもかかわらず、中世以来のヨーロッパ王権論の系譜と本教義との関係を考えるとき、あらゆる意味で高度に示唆的である。

他方、アクチュアルな問題関心から教皇不可謬性の命題を徹底的に批判したものとして、ドイツのカトリック神学者H.キュンクのパンフレット“Unfehlbar?”(1970)を挙げないわけにはいかない(石脇慶総・奥村朝雄訳、『ゆるぎなき権威? 無謬性を問う』新教出版社、1973年)。キュンクは、この教義の核心部分を(今度は多数派の反対にもかかわらず)維持することになった第2ヴァティカン公会議に対しても「律法主義」として厳しい評価を下している。そのうえで、自ら「一つの解答」として、神の啓示を委ねられたキリストの教会が、人間的弱さから個別的には罪を犯したり誤ったりすることが必ずあるにもかかわらず、聖霊の援助=側在(assistentia)によって、信仰の旅路において福音の真理から究極的には逸脱することができないように保証されている、という趣旨の“旅する教会の不朽性”という概念を対置する(キュンクはプロテスタントにおける「聖書主義」や東方正教会における「公会議主義」に潜む“不可謬性”指向も容赦なく剔除している。思えば一見世俗的な、あまりに世俗的な、社会科学の世界でも、姿を変えた“不可謬的”命題には事欠かない)。

本憲章がおおよそ以上のような歴史的・学問的意義を有するところ、訳者は最近またま本資料の簡単な紹介をする任を与えられた(岩波書店『世界史史料』第6巻に収録予定)。その際参考にした翻訳のひとつ(『カトリック教会文書資料集(改訂版)』、エンデルレ書店、1992年、456-462頁)は、公になっている唯一の日本語全訳と思われるが、一般に入手しやすいとは言い難い。翻訳として必ずしも適切でないと思われる箇所、あまつさえ誤訳(誤植も含む)すら少なからず散見された。この機会に、どちらかといえば訳文としての読みやすさよりもむしろ正確さを重視するという方針のもとに、あえて本資料の全訳を試みた所以である。